

## 第5回 移動等円滑化評価会議東北分科会 議事録

○日 時：令和5年8月25日（金）13時30分～15時30分

○場 所：TKPガーデンシティ仙台 ホール21A（オンライン併用）

○出席者

### 【委員】

岡 正彦	東北福祉大学 教授
石井 敏	東北工業大学 教授
白戸 駿平	自立生活センターPingあおもり バリアフリー担当
三浦 拓朗	一般社団法人 岩手県障がい者スポーツ協会 常務理事兼事務局長
菅井 健彦	特定非営利活動法人 みやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会 事務局長
永野 幸一	一般社団法人 宮城県手をつなぐ育成会 代表理事
阿部 一彦	社会福祉法人 仙台市障害者福祉協会 会長
岩城 一美	特定非営利活動法人 仙台バリアフリーツアーセンター 代表理事
及川 智	みやぎアピール大行動実行委員会 事務局長
伊藤 英紀	社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会 会長
小林 光雄	全国脊髄損傷者連合会山形県支部 顧問
池野 久男	山形県精神保健福祉会連合会 会長（代理：山崎 薫 事務局長）
加藤 健一	一般社団法人 山形バリアフリー観光ツアーセンター 代表理事
阿曾 幸夫	公益社団法人 福島県視覚障がい者福祉協会 会長
芦野 正憲	公益社団法人 認知症の人と家族の会福島県支部 世話人
佐藤由香利	一般社団法人 福島市観光コンベンション協会 バリアフリーツアーセンター長
奈良 浩明	青森県 企画政策部長（代理：工藤 寛史 主幹）
熊谷 泰樹	岩手県 ふるさと振興部長（代理：村上 陽彦 特命課長）
武者 光明	宮城県 企画部長（代理：長谷部 宗俊 地域交通政策課総括兼課長補佐）
石黒 道人	秋田県 観光文化スポーツ部長（代理：佐藤 大輝 主事）
岡本 泰輔	山形県 みらい企画創造部長（代理：森野 太郎 主事）
鈴木 竜次	福島県 生活環境部長（代理：玉木 芳典 生活交通課 主査）
反畑 勇樹	仙台市 都市整備局長

村島 弘子 特定非営利活動法人 移動サービスネットワークみやぎ 会員  
特定非営利活動法人 移動支援 Rera 代表（代理：伊藤 克行 代表）  
松崎哲士郎 一般社団法人 日本ホテル協会東北支部 支部長  
谷内 克行 仙台国際空港株式会社 取締役空港運用部長  
武内 伸之 東北旅客船協会 専務理事  
高橋 浩也 東北鉄道協会 専務理事  
弓田 康弘 東日本旅客鉄道株式会社東北本部 鉄道事業部サービス品質改革ユニット  
ユニットリーダー  
中村 浩 仙台市交通局 鉄道管理部長（代理：大友 延裕 営業課長）

## ○議 事

### 【東北運輸局 市川】

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第5回移動等円滑化評価会議東北分科会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、本分科会へご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めます東北運輸局交通政策部バリアフリー推進課の市川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、オンラインとの併用で会議を開催させていただいております。オンラインでご参加の皆様につきましては、マイクをオフにした状態でご参加いただくよう、お願いいたします。

### 【東北運輸局 市川】

初めに、開会に当たりまして、東北運輸局長の石谷よりご挨拶を申し上げます。

### 【東北運輸局 石谷局長】

本日は、お忙しい中、第5回移動等円滑化評価会議東北分科会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日の分科会は、平成30年に改正されたバリアフリー法に基づき平成31年2月に設置された移動等円滑化評価会議において、地域におけるバリアフリー化の進展状況の把握と評価が必要であるとの議論がなされた結果、各地域に分科会の設置が決定され、東北においては、令和元年7月に第1回分科会を開催して以降、毎年開催しているものであります。実は私事で恐縮でございますが、私、以前、内閣府の沖縄総合事務局の運輸部長、沖縄運輸局と

でもいのでしょうか、そこの部長をしておりました。その際、令和元年7月に沖縄分科会の第1回に携わっております。もう5回を迎えたのかと、そういう意味でも感慨深いものがございます。

さて、バリアフリー化の取組につきましては、令和7年度末までの整備目標を定めて各種取組を行っているところでございます。東北におきましても、皆様のご協力をいただきながら進めており、一定の進展はございます。ただ、まだ十分と言える状況ではなく、引き続き、バリアフリー化を一層進めていく必要があるという状況でございます。

また、バリアフリー基準に定める要件をクリアしておきましても、当事者の目線に立ったアクセス性とか使いやすさという点において、課題があるというご指摘もいただいております。それを受けまして現在、当事者目線に立ったバリアフリー評価指標の在り方についても検討がなされているところであります。

本年3月には、車椅子利用者駐車施設等の適正利用を推進するため、利用対象者を明確化するための考え方や不適正利用を防止するための取組事例等を示した車椅子利用者駐車施設等の適正利用に関するガイドラインを公表しております。ハード面だけではなくソフト面での対応も推進しているところでございます。

さらに、東北運輸局では、マスタープラン・基本構想を作成した全国の自治体に聞き取りを行いまして、作成に至った経緯などを取りまとめた事例集を作成し、これを関係自治体に紹介をすることで、自治体のマスタープラン・基本構想の作成を支援しているところでございます。

本日の分科会では、東北におけるバリアフリー化の進展状況と国などの取組につきましてご紹介をさせていただきます。

この分科会、皆様からのご意見を頂戴できる非常に貴重な機会でございます。ぜひとも皆様には、様々なお立場、お考えから忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。我々もそのいただいたご意見を基に、さらに皆様にとって使いやすい、アクセスしやすいバリアフリー化を進めてまいりたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

#### 【東北運輸局 市川】

続きまして、当分科会の岡会長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。岡会長、よろしくお願ひいたします。

**【岡会長】**

東北福祉大学の岡でございます。

分科会もちょうど5回、今局長さんがおっしゃいますように、あつという間の5回ですけれども、今回は事前に委員の方からいろいろ様々なご意見をいただいております。したがって、ご意見いただいたことに対して委員の方々の忌憚のない意見をいただくということで、時間も長めに取らせていただきましたけれども、皆様から意見をいただいたもの、それをこの分科会で集約して、確実に本省に上げていただいて、東北の特有の課題もしくは全国的な課題を認識していただく上でいいきっかけにさせていただきたいということで、本日もよろしくどうぞお願いいたします。

**【東北運輸局 市川】**

ありがとうございました。

なお、東北運輸局長におかれましては、本日この後所用があるため、ここで退席させていただきます。

**【東北運輸局 石谷局長】**

申し訳ございません。本日のご議論につきましては、後ほど担当部長から報告をうけまして、本省に報告いたしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔局長退席〕

**【東北運輸局 市川】**

それでは、議事に移らせていただきますが、その前に、お配りしております資料の確認をさせていただきますと思います。まずは、議事次第、出席者名簿、配席図、そのほか、本日の会議資料として資料1から資料7、参考資料1から参考資料3、補足資料、以上となります。資料の不足等ございませんでしょうか。

なお、本日はオンライン併用の会議としておりますが、現地参加者には1台ずつウェブカメラがなく、画面では発言者の特定ができませんので、発言者を明確にするため、ご発言いただく際には所属とお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

また、オンライン参加の方でご発言する場については、挙手ボタンやチャット機能を適宜ご使用いただき、意思表示を示していただくと幸いです。

ご発言の順番になりましたら、ミュートを解除して、所属とお名前をおっしゃってからご発言いただきますようお願いいたします。

また、本日出席されている委員の皆様をご紹介すべきところですが、時間の関係もございしますので、お手元に配付しております出席者名簿で代えさせていただきますので、ご了承願います。

なお、公益社団法人日本オストミー協会岩手県支部事務局長川村様、東北ハイタク連合会専務理事木村様におかれましては、ご欠席となりました。

では、議事に移らせていただきます。ここからの議事進行につきましては、岡会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

#### 【岡会長】

これから議事に入らせていただきます。

議事次第にありますとおり、1番、2番、3番、と続けさせていただきますけれども、1の移動等円滑化の進展状況と東北運輸局の取組については事務局から、2の各団体等の取組報告部分につきましては、委員の方からオンラインになりますけれども報告をしていただきます。その後、4番の意見交換という順番で進めさせていただきます。

まずは、1番、東北における移動等円滑化の進展状況について、事務局から説明をお願いいたします。

#### 【東北運輸局 及川課長】

私、事務局、バリアフリー推進課長の及川でございます。私のほうから、議事の1、東北における移動等円滑化の進展状況についてということで、資料の1と2を使ってご説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。こちらが東北における基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況という資料になっております。

昨年度までは、第2次目標の目標値に対する進捗状況のご報告となっておりましたが、今年度から第3次目標というのが新たに設定されておまして、その第3次目標に対する令和3年度末の進捗状況のご報告となります。

1ページをご覧ください。

まず、第3次目標についてですが、1ページの中段の枠内をご覧くださいと思います。

第3次目標の設定に向けた見直しの視点というところでございますけれども、第3次目標につきましては、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していく観点から、以下の点に留意ということで、各施設等について地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進、聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化、マスタープラン・基本構想の作成、心のバリアフリーの推進と、こういったところに焦点を当てて改正がなされております。

目標期間につきましては、一番下にあるとおり、時代の変化により早く対応するためということで、従来10年でしたけれども、第3次目標では5年としております。令和3年から7年度までの5年間ということで目標期間が設定されております。

続きまして、2ページをご覧ください。2ページから4ページまでが第3次目標の「目標の項目」と「2025年度末の目標値」になっております。左側の青い着色部分が目標の項目、真ん中の赤い着色部分が目標値ということです。その左側の2021年度末（現状値）というのが令和3年度末の進捗状況という数字になっております。

個別のご説明に移りたいと思います。

まず、5ページをご覧ください。

こちらはユニバーサルデザインタクシーの割合ということで、第3次目標から新たに設定された目標でございます。各都道府県においてタクシーの総車両数の25%をUDタクシーにしましょうという目標が新たに設定されております。東北におきましては、福島県の8.2%を最高に、ご覧のとおりという状況です。全国で目標をクリアしているのは東京都と鳥取県のみという状況でございます。

次に、旅客施設についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。鉄軌道駅のバリアフリー化の推移ということで、東北の状況でございます。

鉄軌道駅の目標につきましては、2次目標までは3,000人以上の1日平均利用者のある駅を目標としておりましたけれども、3次目標からプラスして、基本構想の生活関連施設に位置づけられた2,000人以上3,000人未満の駅を新たに対象として拡大しております。

進捗状況については、グラフのとおりになっております。このグラフの中の凡例ということで、凡例の中の一番下に案内設備がございますけれども、こちらが新たに第3次目標から新規に追加された目標指標になっております。

各県ごとの状況ですが、8ページをご覧ください。こちらが東北各県の進捗状況になってお

ります。

まず、段差の解消につきましては、青森県、秋田県が100%となっており、東北全体では90.7%。全国平均を少し下回る状況です。

視覚障害者誘導用ブロックにつきましては、秋田県、山形県が50%、東北全体では42.3%とで、こちらは全国平均を上回る状況です。

案内設備につきましては、青森県と秋田県が50%で最高です。東北では34%ですが、こちらは全国平均から大きく下回る進捗状況となっております。

障害者トイレの設置数ですが、青森県、秋田県、山形県が100%となっており、東北では93.5%で、全国平均を上回る状況となっております。

ちなみに、この表の見方ですけれども、赤塗りが全国平均より高いところ、青塗りが低いところという表示になっておりまして、以下、同じでございます。

次に9ページをご覧ください。こちらはバスターミナルのバリアフリー化の推移、これは全国の推移となっております。

バスターミナルにつきましても、鉄道駅と同様に、第3次目標から基本構想に位置づけられた2,000人以上のバスターミナルというのが目標に追加されております。

進捗状況につきましてはグラフのとおりとなっております、次の10ページをご覧くださいののですが、こちらに各地区ごとの進捗状況が載っておりますが、東北では対象施設はないという状況です。

次に、11ページをご覧ください。旅客船ターミナルのバリアフリー化の推移ということで、こちらは全国の推移となっております。

旅客船ターミナルにつきましては、2次目標では3,000人以上の施設というところでしたが、3次目標からは2,000人以上ということで対象を拡大しております。

進捗状況としては、このグラフのとおりとなっております。

12ページが各地域別の状況ですけれども、こちら東北では対象施設はございません。

13ページをご覧ください。航空旅客ターミナルのバリアフリー化の推移ということで、こちら旅客船ターミナルと一緒に、3次目標から平均利用者数が2,000人以上ということで対象を拡大しております。

進捗状況はグラフのとおりですが、次のページをご覧ください。14ページになります。こちらが東北各県の進捗状況です。青森県、宮城県に1つずつ対象の施設がございます。青森空港、仙台空港ということだと思いますけれども、100%達成という状況になっております。

続きまして、車両です。

16ページをご覧ください。鉄軌道車両のバリアフリー化の推移ということで、東北の推移になっております。

鉄軌道車両につきましては、2次目標までは総車両数5万3,000両のうち70%というところでしたけれども、3次目標からはこれにプラスして、4両編成以上の列車について1列車ごとに2以上の車椅子スペースを設けているという項目が新たに追加されております。

各県別の状況が17ページになっております。宮城県が100%ということで、進捗が非常に高いのですけれども、ほかの県はなかなか進んでいないという状況です。東北全体では51%で、全国平均を若干下回るという状況です。なお、JRは東京本社ということで、東北の車両数にはカウントされておられません。

続きまして、ノンステップバスの導入の推移ということで、これは東北の状況になります。

ノンステップバスにつきましては、総車両数の6万台から適用除外認定車両1万台を引いた5万台のうち、80%に当たる4万台についてバリアフリー化を推進するという目標になっております。これは2次目標では70%の3万5,000台ということでしたので、5,000台ほど上積みされている状況です。

進捗状況につきましては、グラフのとおりとなっております。

次に19ページをご覧ください。リフト付きバス等の導入の推移ということで、こちらは全国の推移ですけれども、リフト付きバスにつきましては、適用除外認定車両の25%に当たる2,500台ということで、こちらの目標は2次目標から変わっておりません。進捗状況は6%ということになっております。

各県ごとの状況ですけれども、20ページをご覧ください。

まず、上の段がノンステップバスの導入状況となっております。最高が宮城県の67.4%となっております。東北全体では52.6%で、全国平均を下回る状況となっております。

次に、下の段がリフト付きバスの導入状況ですが、一番多いのが岩手県の10.3%という状況です。東北全体では5%で、全国平均を僅かに下回るという状況になっております。

次に、福祉タクシーの導入の推移ということで、全国の推移です。21ページをご覧ください。

福祉タクシーの導入目標につきましては、令和7年度までに9万台の福祉タクシーを導入するという目標となっております。2次目標では4万4,000台ということでしたので、倍以上ということで目標を上積みしている状況でございます。令和3年度末で全国で4万2,000台という状況になっております。



22ページをご覧ください。こちらは東北各県ごとの福祉タクシー、UDタクシーの導入状況となっております。一番多いのは福島県となっております、適合基準車両、福祉タクシーが444台、うち、UDタクシーは174台という状況となっております。

次に、旅客船のバリアフリー化の推移ということで、東北の推移です。23ページをご覧ください。

旅客船につきましては、総隻数700隻のうち60%に当たる420隻を、令和7年度までにバリアフリー化するという目標となっております。

進捗の推移としてはグラフのとおりですが、各県の状況は24ページをご覧ください。各県の状況でいきますと、宮城県が72.2%で一番高くなっておりまして、東北全体では54.1%で、全国平均を僅かに下回るという状況となっております。

次に、航空機のバリアフリー化の推移です。25ページをご覧ください。

こちらはもう既に100%バリアフリー化済みということになっております。

続きまして、道路になります。

27ページをご覧ください。道路のバリアフリー化につきましては、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定する特定道路の70%ということで、円滑化を進めることを目標としております。

このグラフですけれども、令和2年に91%だったのが67に落ちているのですけれども、こちらは特定道路の追加指定がございまして、1,700キロだった特定道路が4,500キロに延びて分母が大きくなったということで、進捗率が下がったという状況でございます。

次に、28ページをご覧ください。地域別の道路のバリアフリー化の状況です。東北は83%で、全国平均を上回る進捗状況となっております。

続きまして、都市公園の状況です。

30ページをご覧ください。都市公園のバリアフリー化の目標ですけれども、園路及び広場及び便所の設置された規模の大きい概ね2ヘクタール以上の都市公園については70%、駐車場の設置された都市公園の60%について、バリアフリー化を実施するという目標となっております。

進捗状況は、このグラフのとおりとなっております。

各県別の状況ですが、31ページになります。

まず、園路及び広場につきましては、一番高いのが青森県の68.4%で、東北全体では60%となっております、こちらは全国平均を下回る整備状況です。

駐車場につきましては、岩手県が69.3%ということで東北では最高となっております、東

北全体の平均は51.5%と、こちらも全国平均を下回る状況になっています。

便所につきましては、一番高いのが宮城県の72.8%で、東北全体では64.3%となっており、こちらは全国平均を上回る進捗状況になっております。

続きまして、路外駐車場です。

33ページをご覧ください。路外駐車場につきましては、特定路外駐車場の75%を令和7年度までにバリアフリー化をするという目標になっており、令和3年度末では全国で71%という状況になっております。

県別の進捗状況ですが、34ページになります。一番進捗が高いのが山形県の81.3%となっており、東北全体では64.9%ということで、全国平均を若干下回る状況になっております。

次に、建築物です。

36ページをご覧ください。建築物のバリアフリー化につきましては、2,000平米以上の特別特定建築物の総ストックの67%についてバリアフリー化をするという目標になっております。こちらは2次目標では60%でしたので、7ポイントほど上積みしているという状況です。令和3年度の状況は62.5%です。

次に、信号機のバリアフリー化についてですが、38ページをご覧ください。

信号機のバリアフリー化の目標につきましては、まず、重点整備地区内の主要な生活道路を構成する道路に設置されている信号機ということで、原則として全てバリアフリー化するという目標に加えまして、3次目標からは、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている信号機については、音響信号機とエスコートゾーンを設置するということが、新たに目標として追加されております。

各県ごとの状況が39ページになっております。

まず、信号機のバリアフリー化につきましては、東北6県全て100%実施済みということで、全国平均を上回っています。

音響信号機とエスコートゾーンの設置の部分につきましては、岩手県は100%ですが、東北平均では45.4%で、こちらは全国平均を下回る状況になっております。

次に、基本構想・マスタープランの作成状況です。

41ページをご覧ください。

まず、全国の作成状況ですが、こちらは令和4年度末の数字が出ておりますので、令和4年度末で321となっております。東北では、一番下の表にあるとおり、全体で14という状況でございます。

次に、42ページをご覧ください。こちらが全国の基本構想マスタープラン作成市町村一覧になっておりまして、左の赤枠の中が基本構想を作成している東北の自治体14、右側の赤枠がマスタープランを作成している東北の自治体7という状況です。

次に、心のバリアフリーについてです。

「心のバリアフリー」の用語の認知度ということで、令和7年度末までに50%の認知度達成というのが目標として新たに設定されております。こちらでも令和4年度末の数字が出ておりますけれども、用語の認知度については21.4%という状況です。

その下が、高齢者、障害者の立場を理解して行動ができている人の割合ということで、こちらは100%目標を達成するということですが、令和4年度末の状況で81.7%という状況になっております。

これはいずれも国交省で行っているインターネットモニターアンケートを通して調査したものと聞いております。全国でモニターは1,000人程度いると聞いております。

資料1のご説明は以上となります。

続きまして、資料2ですが、ハード・ソフト取組計画の作成状況についてです。

1ページをご覧いただきたいのですが、こちらは令和元年度から、一定規模以上の事業者がハード・ソフト取組計画を作成して、その状況を報告、さらに公表を行うということになっております。一定規模以上というのが、下の米印にあるとおり、平均利用者数が1日3,000人以上または輸送人員が年間100万人以上の事業者が対象となるということでございます。計画の中に盛り込むべき項目というのが、施設整備の内容、役務提供、旅客支援、情報提供、教育訓練、広報・啓発、こういった内容を盛り込んだ計画を作成して実施状況を報告ということになっております。

5ページをご覧いただきたいと思います。こちらが東北ブロックの対象事業者になっておりまして、年度ごとの計画、実施状況の報告が各事業者のホームページ等に掲載されておりますので、後ほどご覧いただければと思っております。

議事1につきましては以上となります。

## 【岡会長】

ありがとうございます。

続きまして議事の2に当たります各団体等からの取組報告につきまして、オンライン参加になりますけれども、公益社団法人認知症の人と家族の会福島県支部の世話人であります芦野様

からご説明等いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

**【認知症の人と家族の会福島県支部 芦野委員】**

認知症の人と家族の会の芦野です。よろしくお願いたします。

今回は貴重なお時間いただきましてありがとうございます。

私たち認知症の人と家族の会は、認知症の本人、家族、介護に関する専門職の方々が集まりまして、悩みを話し合ったり情報交換をして日々活動している団体です。2022年の3月に認知症こどもサイトというものを用意しましたので、少し説明させていただきたいと思います。

次のページをお願いたします。

認知症こどもサイトは、これからの社会を担う小学生が、認知症のことや認知症の人、家族の気持ちを学校などで学び、自宅で気軽に話せるようにしたサイトです。2つの事例を会話形式で進めながら、解説を交えて、アニメではないのですが、紙芝居のような形式で用意しております。これは無料ですので、このサイトにアクセスしていただければ、どなたでも見ることができますので、お時間のあるときに確認していただければと思います。

左上に2と番号を振ってあるところをお願いたします。

これをつくったきっかけとしては、少子高齢化に伴いまして高齢者とのつながりの減少ということで、老化や加齢に接する機会がとてま少なくなっていること。病気や障害に気づく機会、そういう機会も少なくなっていること、子供たちの中でも認知症という症状に出会いますと、差別であったり偏見とかそういったものを増長してしまう、バリアになってしまうということを以前から感じていましたので、そういったこともありまして用意いたしました。また、最近、ヤングケアラーの存在というのも課題になってきておりますし、学校でもGIGAスクール構想ということで、生徒さんが1人1台のタブレットとかパソコンを用意できる環境になってきているということもあります。それから、多くのところで子供向けのサイトが用意されているということもありまして、知る機会、自然と触れる機会というのが増えてきているということもあるので、認知症に関してもこういうサイトを用意して、将来的には仕事に対する社会福祉ですとか介護という選択肢も増やせるような流れというものにもしたいと思っております。

次のページお願いたします。

具体的にこういったイメージでサイトの構成をしているのですがけれども、先ほど言いましたようにアニメではなくて紙芝居的な形式で、会話に沿って画面をクリックすると次の流れに行

って、高齢者とのやり取りの中で認知症というもの、その症状やその本人が不安になっている気持ちなど、そういったものを感じていただけるような内容になっております。最後に詳しく博士から解説があるというような流れにしております。

下の画面をお願いします。左上の番号4というところです。

具体的な活用例なのですが、当初、学校での道徳教材、道徳教育ですとか、小学生向けの認知症サポーター養成講座というものが行われておりますが、そういったものを対象にしていましたが、最近こども食堂がかなり広まってきております。また町内会での行事ですとか絵本の読み聞かせ、そういったコミュニティーでも使っていただけるような活用が想定されております。また、もちろん家庭での理解にもつながるように、パソコンとインターネット環境があれば、家の中でも、親と一緒にこういったものを見ることもできます。

2022年から用意したのですが、厚生労働省さんのホームページにもリンクを掲載させていただきましたり、日本生命のサイトや、取材等もいろいろ受けたりしております。去年つくったのですが、コロナ禍ということでなかなかサポーター養成講座を直接行うことができなかつたり、こども食堂も開催していないというようなところも多いので、これから活用していただきたいと思っております。

先日、共生社会の実現を推進するための認知症基本法というのができまして、認知症になっても安心して暮らせる社会の実現につながる大きな法律ができましたので、ぜひ皆さんにも、認知症による偏見・誤解を解く、バリアをなくすためのご協力、もし機会がありましたら見ていただいて広めていただければと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

#### 【岡会長】

ありがとうございました。

2022年3月オープンということで、まだ間もないのですが、これからいろいろな活動と  
いうか、具体的な事例等もかなり数が出てくると思います。そのときには、またこういった機会でご報告等をお願いしたいと思っております。よろしくどうぞお願いします。

ありがとうございます。

#### 【岡会長】

続きまして、議事3、東北運輸局の取組について、事務局のほうから説明をお願いいたしま

す。

#### 【東北運輸局 及川課長】

それでは、私のほうから議事の3、東北運輸局の取組についてご説明させていただきたいと思えます。

資料4になります。

まず、資料4、バリアフリー教室についてということで、東北運輸局のバリアフリー教室の取組をご紹介したいと思います。

2ページをご覧ください。

東北運輸局では、高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには心のバリアフリーが重要だと考えておりまして、管内各地でバリアフリー教室を開催しているというご紹介になります。

開催回数につきましては、このグラフのとおりなのですが、コロナ前は30回以上、2,000人以上参加していただいて開催しておりましたけれども、コロナの影響で減りまして、昨年はコロナの状況が好転してきたところがありましたので、様子を見ながら回数を徐々に増やしてきたところですが、今年度もコロナの感染状況等を見ながら増やしていきたいと考えております。

主な開催場所と参加者というところですが、小学4年生と3年生を中心とした福祉学習での開催が多くなっております。

3ページをご覧ください。こちらがバリアフリー教室の様子の写真となっております。

4ページをご覧くださいなのですが、こちらが昨年度の実施状況の紹介になります。昨年の9月には、楽天生命パーク宮城で、原町小学校の4年生を対象としてバリアフリー教室を開催させていただきました。本日ご出席いただいている、岩城委員、及川委員にも講師としてご参加いただいて、大変盛況に終わったと考えております。10月には山交バス株式会社で山形市立第四小学校の5年生を対象に、7月と10月の2回、福島県の昌平中学校を対象に、オンラインでの講話と疑似体験ということで、実際に学校にお邪魔して高齢者体験等をしていただきました。

5ページをご覧くださいなのですが、こちらは運輸局の若手職員向けに講話とグループディスカッションを行い、こちら岩城委員と及川委員に講師を務めていただいて、運輸局職員の心のバリアフリーの増進につながったと考えているところです。

バリアフリー教室は以上です。

6 ページ、音響式信号機の設置見学について、ご紹介したいと思います。

こちらは運輸局の取組というよりは、トピックスというか話題提供という形になりますけれども、本日は残念ながらご欠席されております丸山委員からご案内がありまして、見学させていただいたものです。丸山委員は本来はご出席の予定だったのですが、盲導犬ユーザーでありまして、盲導犬が非常に暑さに弱いということがあって、やむなく今日は欠席させてもらいますというご連絡がありました。出席できないことを大変残念がっておりました。資料に戻りますが、丸山委員から警察に設置要望していた音響式信号機（押しボタン式）が設置されることになったと連絡があり、その音響式信号機の音声調整に立ち会うので一緒に来ませんかというお誘いがありました。我々もこれまでこういったものを見る機会がなかったものですから、行かせてくださいということで立ち会いをさせていただきました。設置された場所は、丸山委員の自宅の近くの交差点の信号機なのですが、周辺は交差点のすぐ脇にマンションが建っていたり、住宅地という状況でございました。まずおこなったのが、押しボタン箱、スイッチの箱の位置を知らせる位置表示用の調整です。それと、メインといいますか、ピヨピヨ・カウと鳴く青信号のときに鳴る音の調整をするのを見学させていただきました。周りが住宅地というところもあって、あまり小さ過ぎると車が走っていると全然聞こえなかったり、大き過ぎると周りの住宅地に響いてしまうとかそういったところがあり、何回も調整しながらしていたというのが非常に印象的でした。周りとの共生といいますか、そういったところが非常に重要だなと感じました。

丸山委員に感想を伺ったので、簡単にご紹介いたしますと、設置に関しましては、宮城県警察署交通課の迅速な対応に心から感謝しています。近隣の皆様のご協力をいただき、朝7時から夜8時まで音響式信号機が稼働するという体制が整い、安全に横断歩道を渡れるのでとても心強いという感想をいただいております。こうして実際に困っている当事者が声を上げることが大きな一歩につながるのだと実感した次第です。関係各位の皆様に心より御礼申し上げますという感想を述べられておりました。

好事例といいますか、当事者の方が声を上げて、実際にバリアフリー化が進んだ事例です。小さなことかもしれませんが、好事例と思いご紹介させていただきました。

以上です。

#### 【岡会長】

ありがとうございました。

引き続きまして議事4、意見交換となります。

初めに、①当事者目線に立ったバリアフリー環境の課題等に関する中間的な整理案について意見をいただいておりますので、その部分に関して、まず事務局からご説明をいただきたいと思っております。

#### 【東北運輸局 及川課長】

それでは、意見交換の①ということで、当事者目線に立ったバリアフリー環境の課題等に関する中間整理案について、事務局のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

資料は、資料5と参考資料の1がございますので、この2つで説明させていただきたいと思っております。

まず、参考資料1をご覧くださいなのですが、この当事者目線に立ったバリアフリー環境の課題等に関する中間的な整理案をまとめる経緯を、最初にご説明させていただきたいと思っております。

参考資料1の5ページをご覧くださいなのですが、まず、検討の経緯・背景というところからです。

まず、バリアフリー法につきましては、皆さんご承知のとおり、2006年に制定され、その後2018年、2020年と法改正がなされて現在に至っているという状況でございます。この間、ガイドラインを作成したり、基準をつくったり、整備目標をつくったりというところで整備を進めてきたところでございます。一定程度整備が進んだという状況の中で、本当に整備されたものが当事者が使いやすいものになっているのかという議論が本省の評価会議でございまして、その検証をしましょうということになっております。その検証をするために、昨年、東京都内の鉄道駅2か所と聞いておりますけれども、実際に当事者の方に調査をしていただいて、そこから問題点を抽出し、また、アンケート調査やテーマ別の意見交換会を行ったところでございます。これらをまとめて、今、中間的な整理案ということですが、今年度中に整理したものを、今後の整備目標やガイドラインの改定等に生かしていくというために行っているものでございます。

7ページ以降が、その調査や意見交換会、アンケート等が出てきた課題をまとめたものになっておりまして、こちらを事前に皆様の方に送らせていただきまして、さらに何か意見があればということでご意見を集めさせていただいたものです。

いただいたご意見ですが、こちらが資料5になります。資料の順番が違って申し訳ない



ですけれども、資料5の6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、こちらが当事者目線に立ったバリアフリー環境の課題等に関する整理案についての意見ということでいただいたものです。読み上げてご紹介させていただきたいと思います。

まず、インターネットやICTによる情報提供やコミュニケーション等に関するご意見ということで、芦野委員からいただいております。要約して説明させていただきたいと思います。ICTの活用でバリアが減ることは今後期待できると思うが、新しい制度や仕組み、デバイス機器はそれ自体がバリアになることもある。えきねっとで障害者割引乗車券の受付を来年から始めるようですが、利用はマイナポータルに登録が必要とのこと。マイナンバーカードについては、認知症や高齢者の方が取得する場合、写真撮影、暗証番号の管理、保管などの課題もあり、取得や利用は現実的ではない。新しい技術やツール自体がバリアとならないよう十分な支援をお願いできればと思うというご意見をいただいております。

続きまして、7ページです。こちらは改札口・改札窓口、券売機というところで、菅井委員からご意見をいただいております。券売機ではインターホンのみとなっているため、双方向サービスとして画面を通して筆談等で会話できるようにしていただきたいというご意見です。

次に8ページになります。こちらは駅名表示に関するご意見を及川委員からいただいております。駅名表示の視認性についてですけれども、車椅子上などからの目線、ホームドアの高さ、駅名表示板の位置、高さの関係性、様々なバリエーションが存在するため、一律の基準化は困難であるが、2つの案を提示したいということで、具体的な案を提示していただいております。ホームドアを生かした案として、案の1がホームドアへの駅名表示ということで、ホームと車両間がホームドアで遮られているために発生する課題を解消すると思われる。案の2として、ホームドアの半透明化です。ホームドアの縁取りは明瞭にした上で半透明化する。視覚障害者らとの協議を踏まえた検討が必要。こういった具体的なご意見をいただいております。

次、9ページです。こちらはホームや移動経路における障害物、インターホン等へのアクセス性ということで、こちらも及川委員からいただいております。インターホンは、聴覚障害者や言語障害者にとっては非常に利用しにくいものである。インターホン対応者から利用客の様子が視認できることが望ましいと考える。一方で、タブレット、カメラなど、利用客からインターホン対応者への意思伝達手段の多様化も求めたいというご意見でございました。

中間整理案について事前にいただいているご意見は、以上4件となっております。こちらについては、本省に中間整理案の分科会の意見として報告したいと考えております。

中間整理案については以上です。

**【岡会長】**

ありがとうございます。

今の4件の事前いただいたご意見に関して、何か補足説明等、意見を出された委員の方でございますでしょうか。ありましたらご発言をお願いしたいと思います。オンラインですけれども、芦野委員ございますか。

**【認知症の人と家族の会福島県支部 芦野委員】**

認知症の人と家族の会の芦野です。

ここに書いたとおりですけれども、この後気がつきましたが、マイナンバー保険証、私も医療機関何か所か行ったことがあるんですけども、読み込み機が何種類もあって手続きが違ったりするんです。やり方というのでしょうか、形も違うし。そういったことも、ある意味、認知症の人とか高齢者にとってはバリアになっているかなと思いました。

以上です。

**【岡会長】**

ありがとうございます。

続きまして、菅井委員は、意見として何かございますか。

**【みやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会 菅井委員】**

資料のとおりですけれども、券売機、今、音声しか対応ができないので、モニターとかを通して駅員さんなり誰かと対応できるようなシステムを設置していただきたいと思っております。

**【岡会長】**

ありがとうございました。無人化している駅とかもありまして、そういった問題は出てくると思います。

もう一方、及川委員、補足説明等ございますか。

**【みやぎアピール大行動実行委員会 及川委員】**

及川と申します。

駅名表示について提案したんですけども、これは仙台市の地下鉄で実際に行われているも

のでした。ですので、こうした実例も踏まえて検討いただければいいかなと思います。

以上です。

**【岡会長】**

ありがとうございます。

今、補足説明等いただきました。

今、出席されている方とオンラインで参加の方で、これらのご意見等に関して、また自分もこういった意見があるというような方がございましたら、お名前と所属をお伺いして、ご発言していただきたいと思いますが、何かございますでしょうか。

逆にこちらから指名させていただいてもよろしいですか。阿部一彦委員。後から別な意見もございますでしょうけれども、これらの4つの意見に関しての全般的な意見で構わないんですけども、ありましたらお願いします。

**【仙台市障害者福祉協会 阿部委員】**

ありがとうございます。

ただいまお聞きしていただき、本当に大事なご指摘だなと思います。特に、表示関係のことで及川委員のお話も、及川委員の視線から見た様々な課題というのがここにご指摘いただいていると思いますので、そのほかもですけれども、やっぱり当事者目線に立ったこれからのバリアフリーということで、今日は局長もお話しされましたように、そのこともすごく大事なことだなというふうにお聞きして感じたところです。ありがとうございます。

**【岡会長】**

ありがとうございました。

それでは次に移らせていただきます。貴重なご意見ありがとうございます。

**【岡会長】**

それでは、続きまして、その他の意見、それ以外にもご意見がございますので、その辺に関してまたご説明をいただくということで、お願いできますでしょうか。事務局、お願いいたします。

【東北運輸局 及川課長】

それでは、意見交換の②その他の部分について、私からご説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料5をご覧ください。

資料5の1ページからになりますけれども、こちらは東北における基本方針に定める移動等円滑化の達成状況に関するご意見ということで、事前に皆様からご意見をいただいたものになります。数も大変多いので、私のほうから要約して説明させていただきたいと考えておりますので、何か補足等あればその後をお願いしたいと思っております。

まず、1ページをご覧ください。こちらは菅井委員からのご意見ということで、聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化というところでご意見をいただいております。聴覚障害に関するところが数値化されていなく、改善点が見えないというご意見です。例えば、災害があったときにトイレにいたとき、音声情報だと分からない。フラッシュライト（光警報装置）を設置しているのか、その他、ハード面について数値化してほしいというご意見でございました。

こちらにつきましては、3次目標より、バリアフリー指標として案内設備というものが位置づけられているところですが、案内設備は、文字及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等とされていて、聴覚障害に関する部分を単独で数値化はされていないという状況でございます。案内設備に聴覚障害に関する部分も含まれているというのが今の集計の状況です。

災害時の光警報の件ですけれども、こちらにつきましては、設備基準に記載は今のところされていないという状況です。バリアフリー整備ガイドラインでも、記載はありますが、望ましい整備内容ということとされておりまして、義務化の対象にはされていないというのが現状です。ただ、いただいたご意見は、緊急時の人命に関わる貴重なご意見と思いますので、分科会の意見として本省に報告したいと考えているところです。

続きまして、鉄軌道に関するご意見ということで、岩城委員からご意見をいただいております。東北において記載規模の駅は数えるほどしかなく、そこから取りこぼされている駅舎を共有し、把握することが重要ではないか、東北で参考になる独自の達成値を検討できるものが必要だというご意見でございます。

こちらは、2次目標では3,000人以上の駅ということでバリアフリー化を進めてきたというところですが、一定程度進捗したということから、第3次目標では3,000人以上を引き

続きバリアフリー化を進めるということとともに、地方部を含めたさらなるバリアフリー化を推進するためということで、基本構想に位置づけられた2,000人以上の旅客施設を目標として設定したところです。今後、バリアフリー化の進捗状況を見ながら、順次目標とする駅の規模を下げていくものと思われまじけれども、小規模の駅の進捗状況も重要というご意見でございますので、こちらにも本省には報告させていただきたいと考えております。

次に、こちらにも岩城委員からということで、必ず駅員の方の手を借りないと乗車できないということも目標に定めてほしいというご意見でございます。

車椅子を利用されている方が介助なしで乗降するためには、現状のホームですと段差があったりということですが、車両側、ホーム側、両方改修が必要となるという難しい課題だと鉄道事業者から聞いております。ただ、移動円滑化には非常に重要な要素と考えておりますので、ご意見は本省に報告させていただければと思っております。

次に、リフト付きバスの現状値の目標についてということで、こちらは阿部委員からご意見をいただいております。以前は社会福祉協議会などでリフト付きの大型バスを所有するなど、リフト付き大型バスを安価で利用できていた。ただ、現在、宮城県内では仙台市外の民間会社が2台所有しているものを依頼して利用するしかない。市外から来るので、移動費も発生して費用もかかるということだそうでございます。障害のある方が外出する機会を確保できるような、事業に利用ということで貸切ということだと思っておりますけれども、利用できるリフト付きバスが増大され、目標値を達成できることが望ましいというご意見です。

現在、乗合バス車両の適用除外車両の現状は、リフト付きは6%ということで非常に低い状況です。これらの導入を進めるとともに、貸切バスについてもバリアフリー化の目標として全国で2,100台の導入を目標とするところで進めていくこととしておりますので、これを積極的に進めていければと思います。

次に、2ページをご覧ください。こちらにも貸切バスのご意見ということでいただいております。木村委員からになります。参考値、現状値のバリアフリー対応別車両数が分かれば記載させていただきたい、目標欄のところにノンステップバス、リフト付きバス、スロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態に踏まえて可能な限りバリアフリー化等の記載が必要と思うというご意見でございます。

貸切バスのバリアフリー対応別、ノンステップやリフト・スロープ付きという対応別の値は集計されていないという状況でございます。記載につきましては、この資料に記載はないですが、第3次目標の検討の際に、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて可能な限りバリアフ

リー化するという検討がなされているというところがございますので、ご意見として、本省に報告させていただきたいと思っています。

次に、UDタクシーの導入状況ということで、こちらは白戸委員からいただいております。事業者が電話予約の際に様々な理由をつけて乗車拒否してくる話を伺っており、台数自体の数が増えても、実際に運用できなければ意味のない数字となってしまおうと思われるというご意見です。

UD車両の導入数を増やしても、タクシー事業者の適正な事業運営がなければ移動円滑化につながらない、タクシー事業者の適正な業務運営を確保する必要があるというご意見だと理解いたしましたので、こちらでも本省に報告させていただきたいと思います。

白戸委員からも一つ、福祉タクシーでもUDタクシーでも夜間は人手不足で運行できない、休日は運行しないという会社も多く出てきており、青森県だと164台が導入されていることになっているが、この中の何台が常時運用されているのか、導入状況とは別に運用率も示すべきというご意見です。

こちらに関しましては、乗務員の高齢化や運転手不足、需要の増減や日々変化する各事業者の運用状況の中で、その常時運転している率というのを示すのはなかなか難しいと考えております。3次目標ではUDタクシーの数を増やすということで全体的に利便性を高めていくということを目指しておりますので、まずは目標に向かって取組を進めていくこととしているところです。

次に、こちらでもUDタクシーの件で、こちらは小林委員からのご意見です。UDタクシーが増えても、スロープの設置の仕方を知らないことや時間がかかることを理由に断られた。慣れている人は早くできるので、運転手の技能講習の徹底を望むというご意見です。

こちらは国交省で作成している公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドラインにおいて、乗務員に対して、車椅子利用者等の乗降支援に関する教育訓練を継続的に実施するということが標準的な整備内容と記載されておりますので、各事業者にはこの徹底を求めるといふ方策が必要だというご意見として、本省に報告したいと思っております。

続きまして、路外駐車場の件で、こちらは小林委員から、質問ということで受けておりますけれども、路外駐車場、目標値75%とあるが何が75%なのかというご質問です。

路外駐車場の目標は、令和7年度末までに75%ですけれども、こちらは全国の特定路外駐車場、駐車部分が500平米以上で有料のものということになりますけれども、これらの駐車場のバリアフリー化の数値目標ということで、令和7年度末までに75%ということになります。内容とし

では、車椅子用の区画が1つ以上あるとか、幅とか表示、あとは移動等円滑化経路が1つ以上あるとか、そういった基準を満たす駐車場の整備ということで目標としているところです。

続きまして、3ページをご覧ください。こちらは基本構想に関するご意見です。こちらも小林委員からいただいております。基本構想、新規実施自治体が極めて少ない、過去に基本構想を実施した自治体はその良さが分かっているからか再度行っているケースがあるので、そのようなケースを紹介するなどし、実施自治体を増やしていただきたいというご意見でございます。

おっしゃるとおりで、国交省としても、非常に作成数が少ないということで、各自治体へプロモート活動は行っております。昨年度も運輸局全体で70弱の自治体のほうにプロモートは行っていますけれども、なかなか作成が進まないという頭の痛い状況になっております。プロモートの際には、おっしゃるとおり全国の作成事例や、金銭的な支援メニュー等の紹介を行いながら行っていますけれども、引き続き、粘り強くプロモート活動を行っていくしかないと考えているところです。

続きまして、建築物のバリアフリー化についてということで、白戸委員からご意見をいただいております。今年5月にオープンした複合商業施設は建築物が特定建築物になっていると思われるが、テナントは一部バリアフリーになっていない部分が存在する。建築物のバリアフリー化は全体で62.5%となっているが、中身のテナント部分等も含めたバリアフリー化は今の数字よりも低いと思われる。テナントも含めた新たな目標の設定が必要ではないかというご意見でございます。

こちら、2,000平米を超える特別特定建築物でありますと、建築物の移動等円滑化基準の適合義務というものがございまして。ただし、この基準の中にテナントに関する部分というのは記載がございません、というのが今の状況になっております。テナントも含めたバリアフリー化を進める必要があるというご意見については、本省に報告をしていきたいと思っております。

次に、こちら白戸委員から共同住宅の関係のご意見をいただいております。共同住宅のバリアフリー化も建築物のバリアフリー化に直結する話になってくるとされるため、必要な視点だというご意見でございます。

共同住宅は特定建築物ということになっておりまして、建築物の円滑化基準に適合するように努めなければならないと、いわゆる努力義務を課されているという状況になっております。基本方針の目標とはされておられませんけれども、公営の共同住宅等のバリアフリー化の交付金等の支援制度を整備してバリアフリー化を推進するというところで今進めているところです。

次に、建築物です。こちらは阿部委員からです。建築物のバリアフリー化についてというと

ところで、新築するものだけではなくて、大規模改修等の場合も、障害のある方が利用しやすいよう、障害当事者等が現地視察をしたり、意見を聴取するなど、密に関われる環境が必要だというご意見です。さらに、鉄道車両の入替えについても同じように密に関われる環境が必要だというご意見をいただいておりますので、こちらにつきましては、本省にご意見として報告をしたいと考えております。

続きまして、4ページになります。こちらは基本構想及びマスタープランの作成状況ということで、白戸委員からいただいております。東北は基本構想及びマスタープランの作成状況がよくないため、法律で基本構想の見直し時期に縛りをつけるべきだと思う。期限内に見直さなければ自治体名を公表するといった政策も重要だというご意見でございます。

マスタープラン・基本構想の作成促進というのは、先ほども申し上げたとおり各自治体に訪問して働きかけは行っているところでございますけれども、法律上バリアフリー法では、基本構想策定後は、概ね5年ごとに実施の状況の調査、分析、評価を行うよう努めることとされており、必要がある場合は基本構想を変更することとされているところです。バリアフリー化の進捗状況というのは、各自治体によって様々であります。いろいろプロモートで行ってみて状況は様々でありまして、なかなか法律で一律に時期を定めるというのは非常に厳しいのではないかと考えております。義務を課すこととなりますので、かなり厳しい状況とは考えておりません。

次に、こちらにも基本構想・マスタープランの関係で、芦野委員からいただいております。今後計画が策定される中で当事者の声を聞く機会を必ず用意し、市民にも分かりやすく意見を求める取組を広げる必要がある。福島市、郡山市ではパブリックコメントが行われているが、僅か1件しか反応がない。施策に問題がないというより、取組が十分知られていない結果だと感じるということです。

もう一つが、ひきこもりや若年の認知症の方なども対象とした心のバリアフリーの面も重点に取り組んでいただきたいというご意見でございます。

まず、マスタープラン・基本構想の件ですけれども、こちらはマスタープラン・基本構想を作成する場合は、障害当事者等を含む関係者からなる協議会を設置して、障害当事者の意見を反映した計画を作成することとなっておりますので、法律上必ず障害当事者が入ることになっております。ここで言われていた福島市、郡山市のパブリックコメントですが、これは協議会に参加していない利害関係者から広く意見を聞くというための一つの手法として行われているものです。コメントが少ないというご指摘につきましては、実施する自治体には十分な



広報を行うよう促していきたいと考えております。

心のバリアフリーのほうですが、こちらは、バリアフリー教室など心のバリアフリーに関する取組についても、引き続き、国交省として行っていきたいと考えております。ご意見にあったひきこもりとバリアフリーの取組というのはなかなか難しいということを感じているところではあるのですが、認知症の方については、令和3年に公共交通事業者に向けた接遇ガイドラインというものに認知症の人編というのを作成しております、こういったものを公共交通事業者に周知して、認知症の方への接遇向上に努めているという取組をしているところでございます。

次に、心のバリアフリーについてということで、これは永野委員のほうから、取組という形でご報告をいただいております。手をつなぐ育成会では、心のバリアフリーの考え方を踏まえ、外見では分かりづらい発達に偏りのある知的障害児・者の理解促進のため活動を行っている。外の世界がどんなふうに見え、聞こえ、感じるのか、そのことによってどのような大変さがあるのか、手をつなぐ育成会では、この障害を疑似体験してもらうことで差別解消のために大きな役割を担うものと考え、全国的な活動として展開している。宮城県では県内の中学2年生や塩竈市の民生委員を対象に障害理解啓発活動を行っており、名取市で発足した「いろはとりどり隊」は、高館公民館主催のおとなの社会科見学プログラムの一部として出前講座を開催するなどして啓発活動を行っていますという取組のご紹介でございます。

国としても、心のバリアフリーについては目標を設定して、国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるよう広報活動や、バリアフリー教室等を開催するなどの啓発活動を進めているところでございます。こういった地道な取組が非常に重要になってくると思いますので、引き続き、啓発活動の展開をしたいと考えております。

次、5ページになります。こちらも芦野委員から、国、自治体の担当者の方へのお願いをいただいております。先日の国会において、共生社会の実現を推進するための認知症基本法、孤独・孤立対策推進法、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律など、社会に障壁を感じている方々に対しての基本理念や国民に意識を持ってもらうための法律が成立している。日々、障壁についての制度や国民の理解は更新されているので、国や自治体の担当の方にも意識をアップデートしていただくようお願いしたいというご意見でございます。

新たに成立した法律に関する自治体への周知というのは、所管省庁から周知されていると認識しておりますけれども、国交省としては、バリアフリー関連の法令改正等があれば、自治体

に確実に伝わるように周知していきたいと考えているところです。

今までの目標達成状況に関する意見でしたけれども、次は、その他の意見ということでいただいておりますので、こちらも引き続きご紹介させていただければと思います。

資料5の10ページ以降になります。

10ページの一番上のところです。白戸委員からご意見をいただいております。今年3月より始まったJR東日本の障害者用ICカードのサービスは、JR東日本のエリアから出れば使えない。例えば、仙台市交通局はJR東日本の障害者用ICカードでの自動改札機通過ができないという状況だ。各事業者に対して早急に改善を求めてほしいというご意見でございます。

こちらについては、関係鉄道事業者に対して、障害者用ICカードの運用、システム間の連携等を早急に進めて相互利用ができるようにしていただきたいとのご意見として、本省には伝えていきたいと思っております。

続いて、こちらも白戸委員からです。冬に雪が降って、春になると除雪車の傷が路面に出てくる。路面がガタガタして非常に歩行者が歩きにくい、車椅子が走りにくい状態になる。路面を削りにくい除雪車・除雪機の開発、そのような除雪車・除雪機がある場合は、普及促進に力を入れていただきたいというご意見でございます。

こちらのほうも、路面を削りにくい除雪車の開発、普及促進というご意見については、本省に報告をしていきたいと思っております。

続きまして、こちらも白戸委員からです。今どこで何台ぐらいタクシーが稼働しているか、そのうち車椅子が乗車可能なUDタクシーは何台程度あるのか等の情報を運輸局が集約して、見られるサイトを各県ごとにつくり、サイトを運営していくべきだと考えるというご意見でございます。

こちらのほうは、いろいろ調べてみたのですが、東北のタクシー事業者が大体1,400社、総車両数も1万4,000台という状況だそうでございます。先ほども言いましたけれども、乗務員の高齢化や運転手不足、あとは日々の需要の変化等を考慮すると、現時点でリアルタイムで稼働状況を集約するというのは非常に難易度が高いと考えております。ただ、今後、ICT情報通信技術の進展や技術革新でシステム開発の低コスト化が図られるということになれば、実現の可能性はあるとは考えますので、今後の参考とさせていただければと思います。

次は菅井委員からです。今後ますます無人駅が増えていくかと思うが、スマホを使わずに駅で双方向サービスによって聴覚障害者が対応できるようなことを考えていただきたいというご意見です。

双方向サービスによって聴覚障害者が対応できる環境を整備していただきたいというご意見は、本省に報告させていただきたいと思っております。

なお、国交省では昨年7月に、駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドラインを作成して、各鉄道事業者が無人化を検討する際の考慮すべき事項等を取りまとめて、事業者のほうに周知しているという状況でございます。

続きまして、こちらは阿部委員からです。移動等円滑化評価会議東北分科会は年1回の開催となっているが、内容も多岐にわたっているため、回数を増やしていただきたいというご意見をいただいております。

分科会の目的の一つが、東北におけるその進捗状況の把握というところがあって、これを把握・評価して、本省評価会議に報告するというのが仕事の一つになっておりますけれども、進捗状況の把握自体が年度末に1回ということから、現在は年1回という開催にさせていただいているところであります。ただ、昨年度からは、以前の分科会で要望がありまして、県やブロック単位で意見交換会を開催しているところですので、状況によっては分科会の回数を増やすこともあるかもしれませんが、今後の検討課題とさせていただければと思います。

次、11ページになります。こちらは岩城委員からいただいたご意見です。鉄軌道が率先して、心のバリアフリーにもつながるので、車椅子、ベビーカースペースに床面シールを貼り付けることにより、分かりやすく周知するようにできないかというご意見でございます。

バリアフリー整備ガイドラインには、車両編で、標準的な整備内容として車椅子スペースであることを示す車椅子マークを車内に加えて車外にも掲出するとされておりますけれども、床面シールを貼り付けるという内容にはなっていない状況です。ただ、参考例として、床面にシールを貼っている参考の写真もありますので、そういったやり方もあると思っております。ただ、より分かりやすくするため、心のバリアフリーにもつながるので床面シール方式が有効だというのは、本省に報告したいと考えております。

続きまして、こちら岩城委員からです。こちらは岩城委員の取組のご報告のような形なのですが、仙台市交通局様とは昨年度から対面によってお話を聞いてもらえる場を設けていただき、こちらが乗車拒否と感ずる事案に対しても、各部署担当の方が出席の下、丁寧に対応してくれて、相互理解につながるお話ができているということだそうでございます。

また、昨年に改善案として提案したのも、試作品ではあるが形になりつつある。こうした話も、途中経過ではあるが、市営バスの取組など、こちらからの発信だけではなく、共に知っていただくことが可能になれば、よりよい円滑な公共交通機関になるのではないかとご意見

見でございます。

事前に岩城委員のほうからお話を伺ったところ、試作品というのが、車椅子でバスに乗車する際に使用する固定具の部品だそうでございます。車椅子のフレームに傷をつけないような部品を試作していただいたということで、利用者と事業者が理解し合って良好な関係を築くことで一つの問題が解決に向かう、好事例と思いました。この報告の件に限らず、心のバリアフリーもそうですけれども、問題解決のためには相互理解というのが非常に大切だと改めて実感した次第でございます。

次、こちらは及川委員からのご意見でございます。すみません、資料のほう、この前に本当は道路法43条第1項第2号に関するという表題があったのですが、これを抜かしてしまいました。道路法に関するご意見でございます。前回の4回分科会において指摘したところでありまして、店舗入り口への簡易スロープの設置が道路法の道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある行為に当たるとする疑義から簡易スロープの設置をためらっている店舗が実際にあるということです。国交省として現状での見解を示していただくことで、少なくとも共通理解はできるように思われるというご意見がございました。

こちら昨年の分科会でのご意見を受けておりまして、本省に報告させていただいているところでございますけれども、一般通行者の安全との兼ね合いということもありまして、非常に難しい問題だと聞いております。引き続き、ご意見として本省に報告していきたいと思っております。

なお、小規模店舗の出入口を含めたバリアフリー化の費用を補助するという支援制度もありますので、こういったものを我々自治体等にプロモートに行ったときにご紹介して、小規模店舗のバリアフリー化も進めていきたいと考えているところですので、よろしくお願いたします。

続きまして、12ページになります。こちらも及川委員からのご意見でございます。信号機等のバリアフリー化についてですけれども、バリアフリー化は順調な進捗がうかがえるが、実際には信号機によって高齢者等移動制約者が困難に陥っている状況も見聞きする。高齢者が道路の青信号を渡れないというケースがあるということでございます。高齢化が進む中で、生活に欠かせない移動をどう確保していくのかという意味で、高齢者等感応信号機の設置基準の見直しなどを検討すべきではないかというご意見をいただいております。

信号機のバリアフリー化については、信号機等に関する基準を定める規則というのが国家公安委員会の規則に定められているところです。この中に、音響信号機、高齢者等感応信号機、

時間表示の信号機、いずれかに該当するものがバリアフリー信号機とされているようだけれども、今回積み上げられている数字というのは、これらを積み上げたものとなっております。バリアフリー信号機であっても、高齢者が渡り切ることができない場合があるため、高齢者等感応信号機の設置基準の見直しを検討すべきというご意見でございましたので、これは本省に分科会の意見として報告したいと思っております。

続きまして、こちらはパーキング・パーミット制度について、小林委員からご意見をいただいております。青森県以外の東北各県にはパーキング・パーミット制度があります。しかし、車椅子利用者用駐車施設にパーキング・パーミット制度許可証なしの高齢者運転の駐車が極めて多くなっていて、真に必要な人が停められない状態になっている。国に対し、一時も早い3.5メートルに止められる人・車の許可制度を求めるというご意見でございます。

パーキング・パーミット制度は、各自治体が独自に行っている制度ということになっておりますけれども、自治体によってその対象者が違っていたり、いろいろな課題があるところです。

また、車椅子利用者用駐車施設にそこを必要としない人が駐車することによって、真に必要な人が利用できないという課題があることから、国交省では令和5年3月に、車椅子利用者駐車施設のほかに優先駐車区画を設置するダブルスペース方式の導入や、不適正利用対策の取組等の考え方を示した車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドラインを作成して各県に周知したところでございます。引き続き、適正利用キャンペーン等を通して適正利用の啓発に努めていきたいと考えております。

なお、車椅子利用者駐車施設の許可制度の導入を求めるというご意見については、本省に報告したいと思っております。

次に、小林委員からもう一つ。山形県では『みんなにやさしいまちづくり条例』を定めており、条例の目的や整備基準を解説した整備マニュアルの中で『車椅子利用者用駐車施設』の全面青色を「さらに望ましい基準」としている。国交省のポスター、チラシでもパーキング・パーミット制度の設置例として、全面青色の3.5メートル駐車場と、必ずしも3.5メートルを必要としない駐車場（緑色表示のダブルスペース）を例示している。国の制度が曖昧な中で、東北運輸局として、東北各県にこのような前面青色駐車場設置の積極的広報をお願いしたいというご意見でございます。

こちらにつきましては、今ほど申し上げたとおり、車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドラインというものを各県に周知してございまして、その中に、区画全面を青色塗装して車椅子利用者用駐車施設であることを分かりやすくしている例として記載されているという

状況でございます。

次に、こちらも小林委員からで、地方の小規模店舗でスロープが取れそうなのに段差のある店がある。地方条例で飲食店や物販店舗を200㎡以上としている都市や県がある。運輸局としてそのような事例を広く管内にアピールいただき、より一層のバリアフリー化を進めていただきたいというご意見でございます。

こちらはバリアフリー法第14条3項の条例ということだと思いますけれども、この条例で特別特定建築物の規模要件を下げるということになりますと、対象となる店舗を建築する際は適合基準が課されることになって、バリアフリー化を推進することが可能となります。ただ一方で、建築主のほうにも負担がかかるということで、いろいろ地域差があるとも考えております。小規模店舗のバリアフリー化は、既存建物バリアフリー改修事業ということで、交付金で支援することとしておりまして、各自治体にプロモートで行った際にも、こういったものを紹介しつつ周知しております。条例での引下げ、規模引下げも含めて、今後も引き続き周知していきたいと考えております。

次、13ページになります。こちらは芦野委員からの報告、こういったことがありましたということですが、若年性認知症の旦那さん（50代後半）を介護している奥さん（60代前半）から聞いた話ということで、高速道路のサービスエリアで多目的トイレに入った際、多目的トイレと書いてありますけれども、国交省では今バリアフリースイートイレという呼び方をしておりますので、バリアフリースイートイレというふうに変換させてもらいますけれども、バリアフリースイートイレに入った際に、すぐにドアをドンドン叩かれた。バリアフリースイートイレの設置箇所や個数は進んでいるが、社会や周囲の理解が整わなければ、介助しながら安心して外出や旅行はできない。認知症の方は見た目には病気だと分からない場合が多い。車椅子や杖を使用していなくてもバリアフリーな設備を利用できるような社会となってほしいとその方はおっしゃっているというご報告をいただいております。

心のバリアフリーの推進が重要と思っておりますので、見た目では分からない様々な障害があるということ、バリアフリー教室等を通して周知していきたいと考えているところです。

長くなりましたけれども、私のほうから事前にいただいたご意見と、その回答をご紹介させていただきます。

以上です。

**【岡会長】**

ありがとうございました。

様々な意見がございましたので、今日来られている方もそうですけれども、ウェブの参加されている委員の方々に、今の資料5に関して提案、それから意見、お願い等ありましたけれども、ご意見等改めてございますでしょうか。

**【全国脊髄損傷者連合会山形県支部 小林委員】**

車椅子の団体で、山形県脊損会の小林と申します。

私、いろいろご意見とか要望とかを出させていただきましたが、まず、2ページの中段ですが、UDタクシーの運転手の講習です。我々の団体でぜひ協力できますので、その際は我々の団体に声をかけていただくようお願いしたいと思います。

それから、3ページ基本構想の件です。雪国なので特に、駅周辺のバリアフリーが冬になると極めて悪くなります。私、鶴岡駅がすぐ近いのですが、鶴岡駅の冬のバリアフリーは極めて悪く、運輸局の方にも鶴岡に来て頂き、市に基本構想の話をして頂きましたが、なかなか実現に至っておりません。改めて強く押していただきたいと思います。

それから、12ページですが、東北では地方条例で店舗の数字を下げているという自治体が私が調べた限り1件もないです。大阪や東京は条例改正がすごく進んでいます。東北の各地方は特に人口減少が激しい上に、大きな建物が少ないので、ぜひバリアフリー基準を下げる、少なくとも国の基準じゃなく条例でできるんだということを周知いただければありがたいです。

以上です。

**【岡会長】**

ありがとうございます。ただいまの小林委員の意見、それから補足説明というところで、事務局のほうからは何かございますか。

**【東北運輸局 及川課長】**

事務局です。

まず、UDタクシーの技能講習の件につきましては、山形方面で特に何かありましたら、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。実は先日、仙台でも宮城県内のタクシー事業者に対して、UDタクシーを使ったバリアフリー教室、接遇の関係を実施させていただいたところござい

ます。

基本構想の話、特に鶴岡市というお話でしたけれども、プロモートに行った際に、こういった制度があったり、こういった支援がありますという説明をして、基本構想をぜひ作成してほしいというお話はさせていただいているところですが、なかなか実施していただけないというような状況ですので、また機会がありましたら、引き続きプロモートをしていきたいと思っております。

条例の規模の引下げというところについても、各県等に機会を見てお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

#### 【岡会長】

続きまして、岩城委員からは何か改めてご意見等ございますでしょうか。

#### 【仙台バリアフリーツアースセンター 岩城委員】

仙台バリアフリーツアースセンターの岩城と申します。

やっぱり旅をするには移動円滑はすごく大事なところであって、取りこぼされる駅というのは、実は、実際大きな駅よりも小さな駅のほうが、実利用者がたくさんいる。団体に入っているからこそ、こうしてこういうふうな声を上げられるけれども、実際もっと隠れている、本当に普段普通に生活している実利用者の障害者の方たちがたくさんいるということを知っていただいて、みどりの窓口が閉鎖されていって、時刻表を見ると、みどりの窓口があるところが緑色の点で記されているんですね。本屋さんに行ったときに時刻表を見てほしいなと思うんですけども、本当に窓口にいるということがないという駅が本当に増えてきていて、みどりの窓口がないということはどれだけ大変かと。これはもう障害者、健常者関係なくです。インターホン越しに必ず1回JRの総合窓口に行く。そこからまた戻ってきて、その駅にいる人が対応するという無駄な時間。そのインターホンに行けない人は一体どうするんだと、やっぱりこれはすごく大事な案件だと思うんですね。その鉄軌道に関することに関して、地下鉄は100%だとほぼ思われますが、在来線に関しては、もう半分、ほぼ無理であろうとは思っているんですね。なので、そこを解消するためには、やっぱりマンパワーが必要になってくる。駅員さんがやっぱり必要になってくるというところを、そういう違った目線から考えていってほしいなと思っています。



以上です。

**【岡会長】**

ありがとうございます。

事務局のほうからは、ありますか。

**【東北運輸局 及川課長】**

なかなか非常に今のご時世で、大分無人駅が増えているという状況も分かります。それに対して障害をお持ちの方がいろいろ苦勞されているというのも非常によく分かる話でございますので、先ほど申し上げたとおり、そういった小規模の駅のバリアフリー化というのも非常に大事だということで、本省にはご意見として上げさせていただきたいと思っております。

以上です。

**【仙台バリアフリースターセンター 岩城委員】**

先ほど好事例のほうで挙げたことですが、もし写真を拝見したいとか、バスの前進していった去年の話が形になってきたというのを見たいという方がもしいらっしゃるのであれば、運輸局さんのほうにおっしゃっていただいて、写真は欲しい方に渡していただいて、床面シールというのが一体どういうものかというの、見てみたいなという方は、他県ではたくさんそういうシールが貼ってあって分かりやすいところがあるので、ぜひそれを言っていただければ、私のほうでその写真は提供させていただいているので、ご連絡いただければと思います。

**【岡会長】**

ありがとうございます。

今、岩城委員からもありましたけれど、移動イコール観光という要素が欠かせない部分もあります。それで、ウェブで参加されている福島市観光コンベンション協会の佐藤さん、何かご意見等ございますでしょうか。

**【福島市観光コンベンション協会 佐藤委員】**

福島の佐藤です。

観光の面で本当に二次交通というのは大事でありまして、福島市も、観光関連とか観光のと

ころには、福祉タクシーを利用したいとか、路線バスであってもノンステップバスが常に走っているかというのは、事前に問合せをしてほしいということを福島交通さんからも言われていまして、一般の方がすぐに移動できるというふうではなかなかまだないというのは感じているところなので、ぜひ改善していただけたらなとは思っているところです。

以上です。

#### 【岡会長】

ありがとうございます。

それ以外にもご意見等はございますか。阿部委員お願いいたします。

#### 【仙台市障害者福祉協会 阿部委員】

阿部です。

私たちは仙台市障害者福祉協会と申します。私たちの協会の活動の目標の一つが、今、障害があつて、高齢化等でお一人暮らしの方もいらっしゃいますので、とにかく集まる機会をつくる、そして、みんなで出かける機会をつくるということで取り組んでいます。そのようなことから、観光地のバリアフリーについても調査した上で出かけるということをしております。

さて、そのようなことからリフト付きバスがとても必要だということ。コロナ禍が明けてから、つい先日は100人近くの方が、これは会員さんに限らないのですけれども、仙台市に住んでいる方々がお集まりになりました。次にまた企画しているけれども、このリフト付きバスの手配がつかないということなので、私たちが知っているところでは2台ぐらいしか当てがないんですけども、そのような情報があつたら教えていただきたいということが1点。

それから書いてはいないですけれども、下肢障害の人にとっては、観光バスとかの場合、ステップが高くて大変です。それで、バス会社さんをお願いして、一番下のほうに補助の台みたいなものを置いていただくこともあります。

それから、UDタクシーの導入というのはすごく大事なことだと思いますけれども、下肢障害にとって、また高齢の方にとっても、UDタクシーは乗りにくくなったという声もあります。高くなったんですね。ですから、補助ステップの導入ということ、UDタクシーとか、観光バスまたは高速バスで考えていただくことができればありがたいなと思っているところです。

以上です。

**【岡会長】**

ありがとうございます。

事務局から、これに関して回答お願いいたします。

**【東北運輸局 及川課長】**

いろいろご意見いただきまして、下肢障害の方が、ステップが高くて、補助台が必要だというご意見、参考になりました。

リフト付きバスも非常に少ないのでというお話でしたけれども、確かに非常に少ないと思っております。聞いているところでは、リフト付きバスは非常に高価だということがあるというのが一つと、コロナの関係もあって、今バス事業者のほとんどが赤字で営業しているという非常に苦しい時代だということもあるというのが、普及を妨げている一つの要因かと思しますので、国としては補助等そういったところで進めていくということになるかと思しますので、いずれ本省にご意見として報告したいと思っております。

**【仙台市障害者福祉協会 阿部委員】**

ありがとうございます。

私たちが補助等について要望を、国交省ないし、またその開発をエコモ財団で行っているということですので、その辺のところもいろいろ調べてみたいと思っております。ありがとうございます。

**【岡会長】**

ありがとうございます。時間の関係もごございますので、資料6、資料7の各県ごとの意見交換会がございまして、それに関して要点的なところのご説明、事務局からお願いしてよろしいでしょうか。

**【東北運輸局 及川課長】**

時間も押しているというところもごございますので、資料6と資料7についてはご紹介ということで、後ほど皆さんご覧いただければと思っております。

まず、資料6ですけれども、こちらは昨年12月に分科会の意見交換会ということで、北3県、青森・岩手・秋田で実施させていただいております。その際のご意見や取組の報告というもの

をまとめた資料になっております。

資料7については、今年の7月、山形県と福島県で意見交換会を実施させていただいております。

こちらは本日の分科会を補完する目的ということでいろいろご意見をいただいておりますので、取組、意見等ありますけれども、意見につきましては、今日のご意見と併せて本省に報告させていただくということになります。よろしくお願いいたします。

以上です。

**【岡会長】**

ありがとうございました。

資料6、資料7、見ていく限りでは、今日ご意見いただいた内容が重複している部分もありますので、事務局はまとめて本省に報告等よろしくお願いいたしますと思います。

時間もあまりないですけれども、白戸委員何かご意見等ございますか。

**【自立生活センターPingあおもり 白戸委員】**

時間もないので一言だけ。

最近、テナントで困った事例がありまして、1階のテナントのデザインで段差が設けられてしまって、奥にあるエレベーターが使えなくなってしまったという事例がありまして、それに関して、どうも対応できないという、将棋で言えば詰め将棋みたいな感じの状況になっているので、ぜひテナントの店舗のバリアフリー化も進めてほしいなと思っています。

以上です。

**【岡会長】**

ありがとうございます。

先ほどもご意見の中でテナントに関してのことに言及されていまして、事務局のほうは、その意見を踏まえてまとめさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

なかなか時間がないですけれども、及川委員のほう、よろしくどうぞお願いします。

**【みやぎアピール大行動実行委員会 及川委員】**

1点だけ短く言います。

先ほど道路法の関係で説明をいただいたんですけど、気になったのは、危険だったり、通行の妨げにというお話がありました。そうすると、現状の置かれているスロープは、危険物になります。そういうことは、やはり一度公に示していただくほうが分かりやすくなると思います。そこから議論が始まると思うので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

#### 【岡会長】

ありがとうございます。

こういう機会を含めて、今のようなことに関しても、それから、岩城委員もおっしゃっていましたが、少数の意見とか、その事例、そういったものが非常に大事な部分にもなってきますので、そのポイントを、忘れないようにというようなことも踏まえて、こういった中での議論、それから、実現性に向けてどういったことができるのかということも、真剣に考えていく必要があるのかなと考えております。

石井委員のほうから、いろいろな意見が出たと思いますけれども、総括的な部分も含めてお願いできますでしょうか。

#### 【東北工業大学 石井委員】

東北工業大学の石井と申します。

今日は、今まで以上に当事者の方のお言葉とか意見がいろいろな資料の中、またご発言の中からたくさん伺いました。一つ一つがすごくいろいろなことを考えるヒントであったり示唆があって、それがこの場だったりこの資料だけの中で終わっちゃうのはすごくもったいないなと思いました。

例えば、建築ですけれども、まちづくりや建物を造る際に、当事者の方がどんなことを感じているのかとか、どういうことに課題があるのかなということを知るたくさんヒントがあったと思うので、こういうものが、アイデアバンクじゃないですけど、いろいろな課題やヒントや当事者の声みたいなものが集まっているようなサイトがあって、いろいろな人たちがそこをぱっと見て、いろいろな情報を手に入れて、こんな状況があるんだとか、こんな現実があるんだとか、こういう改善をしたらもっと良くなるかもしれないみたいなことに生かせるご意見がたくさんあったのかなと思うので、そんなふうに皆さんの意見が集まって何か大きな力になっていけばいいなと思いましたし、そういう声を教育の場でも非常に使える、いろいろな学生に

伝えて知ってもらいたい、バリアフリーやユニバーサルデザインの教育の中で生きた言葉として使えるものだと思ったので、そんなことにつながっていけば、皆様からいただいたご意見というのは何らかの形で生きていくんじゃないかなっていうのをすごく感じたところです。本当に勉強になりました。ありがとうございました。

**【岡会長】**

ありがとうございます。

最後に事務局のほうからコメント等ございますでしょうか。

**【東北運輸局 及川課長】**

今日はいろいろご意見いただきましてありがとうございました。

説明の中でもお話しさせていただきましたとおり、たくさんご意見をいただきましたので、本省に分科会の意見として報告させていただきたいと思います。

ただ、内容によって、すぐできるものや、少し検討しないとできないものなど様々あると思いますので、一步一步バリアフリー化を進めていくしかないと思っています。

今後ともどうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

**【岡会長】**

ありがとうございます。

本当に最後になりますが、これだけはどうしても言いたいとか、ウェブも含めまして、何か一つだけございますでしょうか。よろしくお願ひします。

**【全国脊髄損傷者連合会山形県支部 小林委員】**

私の意見として、資料5の2ページですけれども、路外駐車場が目標値75%となっていますけれども、そこに、車椅子利用者用駐車施設が75%しか達成していないということ、そういう意味ですか。そこをちょっと確認したかったんですけど。だって、車椅子利用者駐車施設は1以上設けることとなっているのに、まだ75%でとまっているということなのかどうかと思って質問させていただきました。

以上です。

【東北運輸局 及川課長】

路外駐車場のバリアフリー化の目標値の件ということですね。令和3年度末の達成状況が71%ということでございますけれども、こちらは全国の特定期外駐車場ということで、駐車部分が500㎡以上で有料のものを特定期外駐車場といいますけれども、その対象の駐車場のうち71%がバリアフリー化されており、令和7年度末の目標としては75%にしましょうという目標値です。そのバリアフリー化の内容というのが、その特定期外駐車場の中に、まず、車椅子利用者用駐車スペースが1つ以上とか、その幅が3.5メートル確保しているとか、表示をしっかりとしたりとか、移動円滑化された経路が1つ以上、道路までの経路とかそういったものがある。それがバリアフリーの基準になっていますので、そういったものを兼ね備えた特定期外駐車場を75%にしましょうということです。

【岡会長】

今のは、資料1の移動等円滑化の目標達成状況の中の路外駐車場の数字というところでのご指摘ということでよろしいですね。

それに関してはまた、時間の問題がありますけれども、こちらのほうでも私も含めて、いろいろ調べてみたいと思います。よろしいですか。ありがとうございます。

ちょうど時間のほうもスケジュールどおりといたしますか、進んできました。

最後に、事務局のほうにお返しして、鈴木部長様からご意見等よろしくどうぞお願いいたします。

【東北運輸局 鈴木部長】

運輸局の交通政策部長の鈴木でございます。

閉会のご挨拶も兼ねてということになると思いますが、本日は、委員の皆様から様々な貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

先ほどから及川から申し上げますけれども、いただいたご意見につきましては、本省にもお伝えをしたいと思いますし、先ほども石井先生からもお話ありましたけれども、関係者でよく共有するということが大事だというご指摘をいただいたと思います。私たちの部署のほかにも運輸局内のほかの担当でありますとか運輸局のほかの行政機関も含めて、施設管理者の皆さんも含め、広く共有をいたしまして、よりよいバリアフリー化を進めていきたいと思っております。

また、今回のブロック別のご意見もお伺いさせていただきましたし、今回も岡先生の進行によりまして、当事者目線でのご意見を様々頂戴できたと思っています。実際の実例とか、どういふところでお困りなのかというのをしっかり具体的にお伺いすることができたなと思っておりまして、お時間を頂戴してご意見をいただきましたこと、改めて御礼を申し上げます。

私どもとしましても、このご意見、十分に生かしていきまして、より一層の相互理解、施設管理者であるとか事業者も含めて相互理解を深めて、よりよいバリアフリー化が進められるように努力してまいりたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

**【岡会長】**

ありがとうございます。

以上をもちまして、本日、一通り議題のほうは終了いたしました。

それでは、また事務局に最後にお渡ししたいと思います。

**【東北運輸局 市川】**

岡会長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては熱心にご議論いただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第5回移動等円滑化評価会議東北分科会を終了いたします。

本日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございました。